

八尾市文化財専門職員人材育成プラン

令和 7 年 7 月

[目次]

1. 八尾市文化財専門職員人材育成プラン策定の目的

- (1) 八尾市の歴史の概要
- (2) 人材育成プランの目的

2. 八尾市の文化財行政をめぐる現状と課題

- (1) 文化財の保存と活用の重要性
- (2) 多岐にわたる文化財の業務
- (3) 継続的な調査研究の必要性
- (4) 文化財所有者等との円滑な関係の構築
- (5) 文化財専門職員の知識・経験の継承

3. 文化財専門職員に求められる役割と能力

- (1) 文化財専門職員に求められる役割
- (2) 文化財専門職員に求められる能力

4. 人材育成の方法

- (1) 専門性を重視した人材育成とスキルアップできる環境づくり
- (2) 専門性を活かしたキャリア形成

1. 八尾市文化財専門職員人材育成プラン策定の目的

(1) 八尾市の歴史の概要

歴史の豊かな八尾市 八尾市は大阪市の東側に隣接し、市街化が進むなかであって、市域は西に多くの小河川で形成された大阪平野、東に南北に連なる生駒山地があり、歴史・自然環境に恵まれています。八尾市の歴史は長く、古くは旧石器時代の遺跡が見つかっています。

弥生時代は、平野部に環濠をもった大規模な集落が作られるなど、大陸・朝鮮半島への玄関口として多くの人々が住んでいました。古墳時代には、山麓部では北・中河内最大の前方後円墳の心合寺山古墳(国史跡)や近畿地方有数の大型群集墳の高安千塚古墳群(国史跡)など数多くの古墳が造られました。

飛鳥時代は、仏教の受け入れをめぐる、中河内に拠点を持っていた物部守屋と、蘇我馬子・聖徳太子との争いの場になりました。その後、高安山上に都を守るための古代山城の高安城が築かれました。

奈良時代の終わりごろには、物部氏の一族・弓削氏出身の僧・道鏡と称徳天皇が「西京」と呼んだ都づくりを計画し、由義宮や由義寺の造営を進めました。長らく幻の寺院であった由義寺跡(国史跡)での全国で二番目に大きな塔基壇の発見は、古代史上の重要な成果となりました。

室町時代から戦国時代は戦乱の場となり、三好長慶の家臣・キリシタン武将の池田教正が八尾城を築きました。城の内容はくわしくわかりませんが、日本で二番目に古いキリシタン墓碑が見つかっています。その後、真宗寺院を中心とする久宝寺、萱振、八尾の3つの寺内町が作られ、現在も古い町並みを残しています。江戸時代には、頻発する洪水対策のため、北にそそぐ大和川が西に流れを変えて付け替えられました。干上がった旧河川が新田開発され、河内の名産品の河内木綿の木綿畑になりました。

八尾市の文化財の保存活用 こうした積み重ねられてきた八尾市は、市域の約7割が埋蔵文化財包蔵地で遺跡の宝庫です。八尾市の歴史を学ぶことができる文化財施設としては、歴史民俗資料館、しおんじやま古墳学習館、安中新田会所跡旧植田家住宅があり、展示や調査研究、施設の特性を活かした活用事業が進められています。指定文化財は、国指定9件(うち旧法2)、国登録有形文化財(建造物)31件、府指定22件、市指定71件の合計133件あります(令和7年3月現在)。そのうち、国史跡の高安千塚古墳群では、公有化を適宜行い、将来の整備に備えています。また、国史跡由義寺跡と国登録有形文化財木村家住宅は、八尾市の新たな魅力として整備の計画を進めています。



高安山麓と心合寺山古墳

(2) 人材育成プランの目的

このように八尾市の歴史・文化において長年にわたって伝えられてきた様々な文化財は、かけがえのない市民の財産です。これらの文化財を受け継ぎ、未来へ伝えるだけでなく、文化財を活かしたまちづくりが求められます。そのためには、専門的な知識・技術・経験を有し、文化財を八尾市の

魅力として活用するための企画力・調整力を有した文化財専門職員を必要とします。

「八尾市文化財専門職員人材育成プラン」は、「八尾市人材育成基本方針（第5版）」（令和6年3月）と、文化庁が令和元年度に公表した『埋蔵文化財専門職員の育成について（報告）』をふまえて、文化財専門職員がその能力をいかんなく発揮し、本市の文化財行政に貢献できる人材の育成の考え方を示すものです。

八尾市人材育成基本方針「市民に信頼され、行動する職員」

- ①市民に寄り添う姿勢
- ②迅速にリスクに対応する姿勢
- ③行政のプロとしての自覚
- ④広い視野で柔軟に対応する力
- ⑤職員のモチベーションを高める職場

八尾市文化財専門職員人材育成プラン

専門的な知識・技術・経験を有し、
文化財を八尾市の魅力として活用する
ための企画・調整の能力を有する職員

埋蔵文化財専門職員の育成について
（文化庁）

2. 八尾市の文化財行政をめぐる現状と課題

（1）文化財の保存と活用の重要性

平成31年の文化財保護法改正で、少子高齢化の進行等により、地域で継承されてきた豊かな文化財の滅失や散逸の危機に瀕している文化財を「社会総がかり」で取り組む必要性から、「文化財保存活用地域計画」の認定制度が設けられました。

本市でも文化財の保存を計画的に進め、歴史資産を魅力ある地域のまちづくりに活用するためのマスタープランとなる『八尾市文化財保存活用地域計画』を策定し、令和4年7月に文化庁に認定されました。計画を着実に履行し、文化財が魅力あるまちづくりの中核として、地域の活性化に貢献する必要があります。

教育委員会に属していた文化財課が、令和3年度から市長部局に移り、魅力創造部観光・文化財課がスタートしました。文化財の保護にとどまらず、観光の視点での文化財の活用が求められます。



八尾市文化財保存活用地域計画

（2）多岐にわたる文化財の業務

八尾市は豊かな歴史を有していることから、文化財専門職員が取り扱う文化財は、主に専門とする埋蔵文化財や史跡だけでなく、建造物や絵画、彫刻、古文書、民俗など多種多様です。そのため、

担当する業務は多岐にわたります。

これまでは埋蔵文化財の調整と発掘調査が主な業務でしたが、その他の文化財の調査や、史跡の整備と維持管理、講演会等の普及啓発、文化財施設の指定管理者への監理、各種審議会の運営、国庫補助金関連事務など、また、文化財と観光が連携した事業を行うこともあります。

（３）継続的な調査研究の必要性

文化財の指定や登録、選定等は、文化財がもつ八尾市の歴史や文化に欠かすことのできない歴史的、学術的な重要性に基づいて行われています。そのため、調査研究を継続的に行い、地域の文化財を把握、価値評価を行い、指定等による保存の措置を着実に行う必要があります。

また、調査研究が十分でないと、地震や水害、火災等の災害や文化財の盗難、相続が生じたときに、存在が明らかにならないまま、散逸・滅失する可能性があります。

（４）文化財所有者等の円滑な関係の構築

文化財の劣化を防ぎ、適切に保存するため、カビや害虫対策、防犯設備や防火施設の設置、除草・樹木剪定などの継続的な維持管理が必要です。美術工芸品等の場合は、文化財自体だけでなく、収蔵する保存施設も必要です。これら文化財の維持管理にあたっては、所有者等への専門的な指導・助言が必要になります。

文化財の維持管理や保存修理に対する適切なアドバイスなど、所有者等との円滑なコミュニケーションを図るとともに、所有者等の財政的な負担に対する補助金の確保が必要になります。

（５）文化財専門職員の知識・経験の継承

現在、文化財専門職員の高齢化が急速に進み、文化財行政の体制維持が困難になりつつあります。新規採用の停滞は、年齢構成の偏りだけでなく、文化財専門職員がこれまで培ってきた八尾市の文化財に関する知識・経験の継承を難しくし、文化財行政の停滞を招きます。

新卒者が発掘調査の経験が乏しい昨今の情勢から、発掘調査の技術・能力については、採用後の育成を基本とします。そのため、発掘調査の経験のみに偏らない、バランスのとれた採用条件を設定するとともに、採用後の多岐にわたる文化財業務の実践的な研修プログラムの実施や、多様な実務経験を積めるキャリアモデルの提示等、八尾市の文化財行政を担う文化財専門職員の計画的な採用と育成が求められます。

3. 文化財専門職員に求められる役割と能力

（１）文化財専門職員に求められる役割

文化財保護法では、文化財はわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、その保存が適切に行われるとともに、国民がその多様な価値を認知し、幅広く享受することができるよう、積極的に公開・活用することとされています。

八尾市の文化財専門職員には、地域の文化財を次世代に確実に引き継ぐ（保存）とともに、文化財を通じて地域の魅力を引き出し、地域の活性化に貢献する（活用）ことが求められます。

文化財の保存と活用のバランスを保ち、実践するためには、地域の文化財の価値を理解し、効果的に活かすことができる幅広い視野を持った文化財専門職員が必要です。

（２）文化財専門職員に求められる能力

【求められる八尾市の文化財専門職員像】

八尾市の文化財専門職員には、キャリアを通じて積み上げられた専門性を活かして、地域の文化財の課題の解決に発揮するとともに、文化財をまちづくりや観光の観点をもって八尾市の魅力として活用できる、八尾市の文化財施策を担う人材になることを期待します。

八尾市の文化財専門職員として求められる役割を果たすには、以下の４つの能力が必要になります。

- ① 地域の文化財の幅広い専門性
- ② 関係法令等の理解と適切に運用する実務能力
- ③ 地域の文化財の魅力を伝えるコミュニケーション能力
- ④ 文化財の施策を立案し、実践するマネジメント力

① 地域の文化財の幅広い専門性

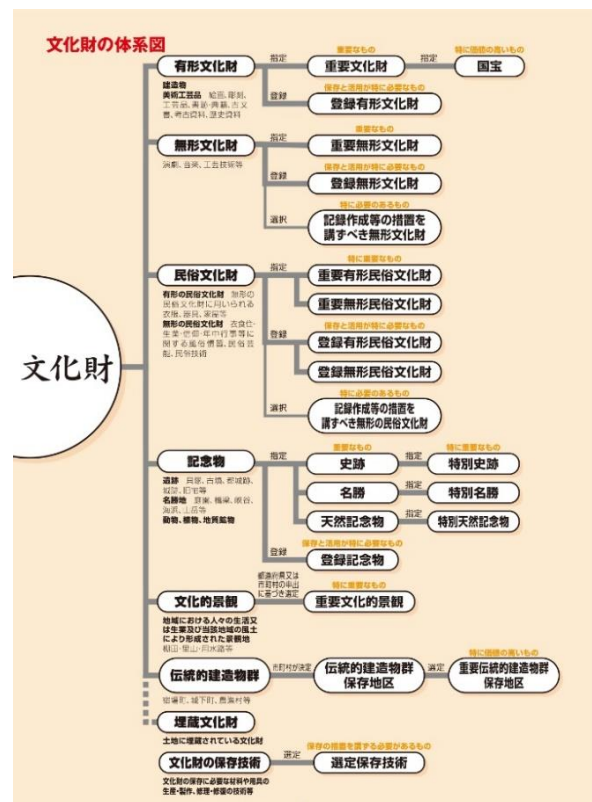
文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財に分類されており、八尾市の多様な文化財に適切な対応が求められます。

大学・大学院で学んだ専門分野の基礎知識を土台として、採用後の実務経験を通して専門分野を向上させるだけでなく、専門分野以外の地域の文化財の幅広い知識を習得するため、他分野の調査研究の方法を学び、更なる向上につなげる必要があります。

②関係法令等の理解と適切に運用する実務能力

適切な文化財行政の実施には、地方公共団体職員として基礎的な行政法令に関する知識と文化財関係法令や各種補助金などの制度の理解が必要です。

文化財保護法及び大阪府文化財保護条例、八尾市文化財保護条例に基づく、埋蔵文化財の届出関連事務、文化財の指定及び指定後の所有者に対する管理・修理・公開に関する調整、指定管理者制度の文化財施設に対する指導・監理など関連する実務を適切に運用する必要があります。



文化財の類型

③地域の文化財の魅力を伝えるコミュニケーション能力

調査研究や実務経験で培った知識や経験をもとに、地域の文化財の魅力を分かりやすく説明できる能力や、文化財の所有者や関係等との円滑な調整のためのコミュニケーション能力が求められます。また、市内外の研究機関や府下自治体、NPO 団体等の関係者と信頼関係を築くことも必要です。

④文化財の施策を立案し、実践するマネジメント力

地域の文化財の魅力を熟知し、専門性に裏付けられた施策を立案する能力が求められます。さらに、文化財が観光やまちづくり、地域おこし等に活用される機会が増えており、文化財を観光振興に活かしていく新たな方策が必要になります。

そのためには、企画・調整から完了までを計画的かつ着実に遂行できるマネジメント力が求められます。文化財をマネジメントする能力は、本市の文化財専門職員に最も求められます。

4. 人材育成の方法

（１）専門性を重視した人材育成とスキルアップできる環境づくり

文化財専門職員は、地域の文化財を価値評価できる高い専門性が必須になります。専門分野の主となる考古学や歴史学を活かした埋蔵文化財のスキルアップに努めつつ、多様な地域の文化財に対応するため、建築史や美術史、民俗学などの専門分野についても関連する知識・経験の幅を広げる必要があります。

文化財専門職員の能力の不足を補い、能力を効果的に高めるため、最新の専門分野を学ぶことができる文化財関係研修（下記参照）等を積極的かつ継続的に参加できる環境づくりが求められます。

【文化財専門職員を対象にした主な文化財関係研修】

○文化庁

- ・文化財マネジメント職員養成研修
- ・文化財保存活用地域計画連絡協議会

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

- ・文化財担当者研修（報告書デジタル作成、保存科学、文化財三次元計測、建造物保存活用、古文書・歴史資料調査、遺跡地図・GIS過程、災害痕跡調査等のテーマ別研修）

○大阪府教育庁文化財保護課

- ・国庫補助事業担当者説明会
- ・北・中河内ブロック文化財行政担当者会議
- ・主管課長会議

○その他

- ・全国市町村史跡整備協議会近畿地区協議会専門研修

（２）専門性を活かしたキャリア形成

文化財専門職員的能力を、段階的（初任（前期・後期）・中堅・中堅リーダー・管理職）に高めるための育成の方針と目標を定めます。

①人材の配置

観光・文化財課は、文化財係では文化財施策及び6種類の文化財を主に担当する「本庁」と、埋蔵文化財を担当する「分室」で業務分担をしています。また、観光振興係では観光施策や魅力創造施策を担っています。

文化財専門職員専門性の向上を多面的に図り、組織の活性化につなげるため、文化財係では本庁と分室、さらに観光振興係と必要に応じてジョブローテーションを行います。また、他課（生涯学習・広報・都市政策分野など）との連携を積極的に行います。異なる業務を経験することで、幅広い視野を持ち、職域の拡大を図ります。

基本的な実践能力を身につけ、多様な業務を経験した段階で、文化財専門職員資質や能力を判断し、能力を発揮できる業務に従事させることを判断する必要があります。

②育成の基本的な考え方

○初任・前期（1～3年）：文化財専門職員基本的な役割の理解

地方自治体の公務員・文化財専門職員としての基本的な役割を理解するとともに、新卒者の発掘経験が乏しい昨今の情勢から発掘調査能力の取得を基本にします。そのため、本庁と分室の両方の実務を経験する必要があります。

↓

○初任・後期（4～10年）：文化財専門職員基本的な役割の習得

実務経験を積み、八尾市の文化財に関する知識の習得と実践力の向上を図ります。埋蔵文化財においては、発掘調査成果の評価を行い、調査報告書の刊行まで担えるようにします。

3年程度でジョブローテーションを行い、文化財施策の全般を理解できるようにします。

↓

○中堅（11～15年）：実務経験をもとにした柔軟な事業立案

様々な地域の文化財に精通できるようにし、文化財の保存・活用事業を立案するなど総合的な能力を身に付けます。ただし、職員の適正に応じた職務を判断する必要があります。

↓

○中堅リーダー（16～20年）：事業計画の円滑な推進

地域の文化財の現状を把握し、課題解決のための保存・活用事業を中心になって推進するとともに、後進の指導、育成に努めます。

↓

○管理職（21年～）：事業の統括と活性化した組織運営

実務経験を通じた八尾市の文化財行政の現状と課題をもとに運営方針を定め、リーダーシップを果たします。

【育成方針と目標】

段階 (参考：補職)	経験年数の目安	育成方針	育成目標	推奨研修
初任・前期 (技師)	1～3年	文化財専門職員の基礎的な役割の理解 ※本庁と分室の両方経験	【共通】 ・公務員としての基礎知識の理解 ・文化財保護に係る法令等の理解 ・市域の文化財に関する基礎的な内容の理解 ・文化財保護に係る事務手続きの理解 【本庁】 ・文化財施設の運営監理 ・文化財調査の補助 【分室】 ・発掘調査の基礎的技術の習得	・埋蔵文化財保護行政基礎講座など
初任・後期 (副主査)	4～10年	文化財専門職員の基礎的な役割の実践 ※本庁と分室の3年程度サイクルでの交互勤務	【共通】 ・予算執行、契約事務に関する手続きの理解 ・文化財の普及啓発に係る事業の企画及び実施 【本庁】 ・埋蔵文化財届出に係る開発事業者等との調整 ・国庫補助金事務の理解及び実施 ・文化財調査の計画と実施 【分室】 ・発掘調査の実施及び報告書の編集、執筆	・文化財専門職員研修など
中堅 (主査)	11～15年	実務経験をもとにした柔軟な事業立案	【共通】 ・担当事業の立案と予算要求の調整 ・地域の文化財に関する幅広い専門知識の蓄積 【本庁】 ・審議会等の調整及び実施 ・文化財関係団体との連携 ・指定文化財に係る調査及び調整 【分室】 ・発掘調査に係る設計及び調整 ・発掘調査の研究成果の発表	・埋蔵文化財担当職員等講習会など
中堅リーダー (係長)	16～20年	事業計画の円滑な推進	【共通】 ・予算及び補助金の執行管理 ・事業全般のマネジメント ・初任、中堅職員の指導、育成 【本庁】 ・史跡等の保存活用計画の策定 ・組織的な文化財調査の立案及び主導 【分室】 ・発掘調査の指導、助言	・文化財マネジメント職員養成研修 ・埋蔵文化財史跡担当者会議
管理職	21年～	事業の統括と活性化した組織運営	【共通】 ・文化財行政全般のマネジメント及び施策の決定 ・文化財保存活用地域計画の推進 ・庁内及び国、府市町村、審議会委員との調整 ・府下市町村への指導、助言	・主管課長会議